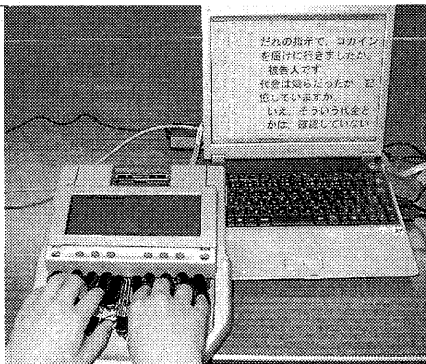


審理記録「機械より速記で」



速記官が聞いた内容を打ち込むと、パソコン画面にリアルタイムで文字情報が表示されるシステム。東京都内、岩田写す

裁判員裁判に「速記」を活用して……。裁判所で働く速記官の有志やOBが、そんな提案をしている。最高裁は、審理のやりとりを機械で文字化する「音声認識システム」を新たに開発して使う考えだが、聴覚障害者や「正確に記録した文書が必要」とする弁護士らから活用を求める動きが出ている。

(岩田清隆)

弁護士ら「正確な文書必要」

時代 裁判員

検察官「○○さんはどうなりましたか？」

証人「シャッターに体が当たり大きな音がしました」

法廷でのやりとりを専用のタイプライターで打つと、パソコン画面に瞬時に文章が表示される。速記官OBの遠藤基資さん(71)＝名古屋市＝が95年に開発し、改良を加えてきたシステムだ。

現役の速記官たちは実際の法廷で活用している。プロ野球のテレビ実況の字幕や、聴

覚障害者の講演などでも、この技術が使われている。ただ、裁判員裁判で最高裁は、裁判員と裁判官が判決の内容を話し合う「評議」のために「文字の記録」を作ることとを予定していない。「記録を読むのではなく、見て聞いてだけで分かる裁判」を目指しているからだ。市民を長く拘束しないように、審理が終わると間をおかずに評議に入ることから、丁寧に記録を整える時間がない事情もある。

代わりに、法廷でのやりとりをDVDに録画すると同時に、音声も機械が聞き取って記録し、キーワードから再現したい場面を検索する仕組みを開発している。このシステムで音声を正しく文字に変換

ら、最高裁は97年で養成を停止。代わりに、録音したテープから業者が後日、文字を起こす「録音反訳方式」を導入した。多いときで約800人いた速記官は現在は約270人に減った。

できるのは8割程度。評議では、映像と音声で確認してもらう考えだ。

しかし、遠藤さんは「文字で正確に確認したい裁判員がいるはず」と話す。現役の速記官らとともに「私たちの技術で、評議までに記録を間に合わせることは可能だ」とPRしている。

裁判員裁判で文字情報を求める声は、耳の不自由な人の間からも出ている。最高裁は、裁判員から要望があれば、手話のできる人や要約筆記者を確保する方向だが、手話が分かる聴覚障害者は限られており、「要約筆記者が裁判の専門用語に対応できるのか」という懸念もある。

こうした中、大分県弁護士会は昨年12月、裁判員裁判で速記官がその日のうちに作った記録を使うよう求める声明を出した。裁判員が充実した評議をする目的のほか、検察官や弁護士が翌日の審理に備えて論告や最終弁論などをま

とめる際にも、正確な記録が必要だとしている。

日本弁護士連合会はこの問題について見解を出していないが、裁判員制度実施本部の浜田広道委員は「文字には一覧性がある。少なくとも、聴覚障害者が他の裁判員と同じ情報を得て評議をするためには、速記官を活用するべきではないか」と指摘している。